

足立区創業資金（開業）のご案内

令和8年4月1日現在

	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金 ・ 併 用 資 金
融 資 限 度 額	1,000万円（特定創業支援等事業の認定事業者は2,000万円） ①申告前は1回限りの利用 ②申告後は①の残高と合算
返 済 期 間	金融機関にご相談ください
貸 付 利 率	金融機関にご相談ください
利 子 補 給 率 お よ び 期 間	①申告前 2.9% ②申告後 貸付利率の3分の2（上限1.9%） 運転資金3年、設備資金5年、併用資金4年（①、②共通）
信 用 保 証	「東京信用保証協会」の保証が必要です
保 証 料 補 助	信用保証料の3分の2（限度額50万円）

※個人タクシー事業者は、別途ご案内があります。

1 申込のできる方（次の全てに該当すること）

- 足立区内に住所を有する方（法人の場合は本店又は支店登記）又は融資のあっせんを受けるまでに区内に転入（法人の場合は本店又は支店登記）される方。
- 区内に営業実体があること（住所や登記が区内であっても、実質的な事業活動が区外の場合は申込できません）。
- 区民税（法人は法人住民税）その他税金等の未申告・滞納がないこと。
- 東京信用保証協会の保証対象業種であること。
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為を行わない

2 創業資金の対象要件

①申告前

過去に個人事業主または法人代表者として創業資金①、創業資金②を利用したことがなく、事業を営んでいない個人で足立区内において新たに個人で又は法人を設立して開業する方または、区内で開業してから初回の確定申告時期が到来していない方

②申告後

①申告前の要件を満たして開業し、確定申告を済ませている方で、開業後5年未満の方。

または、区外で開業した後に、営業実態のある事業所とともに区内へ転入（個人は住所、法人は登記）し、確定申告を済ませている方で、開業後5年未満の方。

※開業の日には、開業届に記載されている開業日等事業の開始が確認できる日で判断します（開業廃業等届出書・法人設立届出書で確認）。

3 その他注意事項

- ・許認可業種の場合は、その許認可等を取得することが条件になります。
- ・融資を決定する時点で事業に着手していることが必要になります。
- ・①申告前での申込の場合、区の指定した「創業計画書」を作成し、中小企業相談員の承認を受けることが必要です。
- ・金融機関および保証協会の審査の結果、希望する融資が受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・①申告前の融資が実行された場合、希望される方につきましては、融資実行日から半年程度経過後に、区の中小企業相談員が事業所を訪問させていただき、出張相談をいたします。
- ・特定創業支援等事業につきましては、別途ご案内があります。

【保証人・担保等について】

連帯保証人について、個人は原則不要です。法人は、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

その他、担保等も含め必要となった場合は保証協会の定めに従ってください。

【問合せ・連絡先】

足立区 企業経営支援課 相談・融資係
足立区役所 南館4階
電話 (3880)5486(直通)

足立区創業資金（開業）のご案内

令和8年4月1日現在

①申告前の申込は、以下の1より

②申告後の申込は、以下の4より

【整理番号】 _____

項 目	場 所	持参するもの
1 創業計画書等の書類受け取り 創業計画書の作成その他必要書類等の案内を受けます	足立区役所南館4階 企業経営支援課相談・融資係	必要なし
2 中小企業相談員との面接予約 電話にて面接の予約を行います。その際は整理番号とお名前をお伝えください。	足立区役所南館4階 企業経営支援課相談・融資係 3880-5486	【面接時間】 午前10:00 午後1:00 午後2:30
3 中小企業相談員との面接（要予約） 創業計画書の確認、融資のための条件整備の確認及び経営全般にわたる助言指導を受けます	足立区役所南館4階 企業経営支援課相談・融資係	・創業計画書（記入済） ・契約書、見積書、 ・資格証明書等
4 融資あっせん申込 区窓口にて融資あっせんの申請及び紹介書の交付を受けます	取扱金融機関（区と契約している金融機関）から選択します 別途、取扱金融機関一覧参照	※下記の書類
5 融資申込 金融機関にて融資及び信用保証の申込を行います	取扱金融機関	・区の融資紹介書、申込書 ・その他 金融機関にお尋ねください
6 信用保証協会の審査 保証協会が保証の可否を審査します 必要な場合は実態調査にお伺いします	足立区千住仲町40-10（2階） 東京信用保証協会千住支店 3888-7231	
7 融資の決定 金融機関から融資の可否及び実行の内容等の連絡があります	取扱金融機関	
8 融資の実行 金融機関と金銭消費貸借契約書の締結により融資が実行されます	取扱金融機関	
9 信用保証料及び利子補給の補助申請 あっせん申込の際に、金融機関に委任していただきます		

■創業資金あっせん申請時に必要な書類（●印は必ず必要です。その他は該当するもの。）

個人の場合	法人の場合
1 ●個人の実印（融資申込書に押印するため。）	1 ●法人の実印（融資申込書に押印するため。）
2 ●創業計画書（中小企業相談員の確認印必要） 但し、②申告後の申込の場合は不要	2 ●創業計画書（中小企業相談員の確認印必要） 但し、②申告後の申込の場合は不要
3 ●納税証明書原本※1、区民税領収書、引落口座 原本の通帳いづれか一つ（現年度納期到来分※2）	3 ●履歴事項全部証明書 （3ヶ月以内に発行されたもの）
4 ●住民票（3ヶ月以内に発行されたもので、 本籍およびマイナンバーの記載がないもの）	4 直近の確定申告分の法人住民税の納税証明書原本 （予定納税分含め納付全額が確認できる場合は領収書でも可）
5 確定申告書の控（最新のもの※3） 但し、①申告前の申込の場合は不要	5 確定申告書の控（最新のもの※3） 但し、①申告前の申込の場合は不要
6 見積書（設備資金の場合） ※有効期限内のもの・発行日・宛名（個人は氏名、法人は法人名）が記載されたもの	
7 店舗等の契約書（※契約済みの場合）	
8 法律に基づく資格証明書の写し	
9 許認可等の写し又は申請書等	
10 自己資金を確認できる預金通帳、有価証券等（創業前のみ必要）	
11 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する証明書	
別途、金融機関、信用保証協会では上記以外個別に必要なものがあります。	

※1 区民税の納付確認の際、納税証明書だけでは確認できない場合には、納入通知書等の提示が必要となります。

※2 分割納付をしている場合は分割前の税額と納期を基準にして納期到来分までの納付が済んでいることが必要です。

※3 電子申告の場合、税務署からの受信メール・メール詳細が返信されます。印刷の上あわせてお持ちください。